

国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。（附則関係）